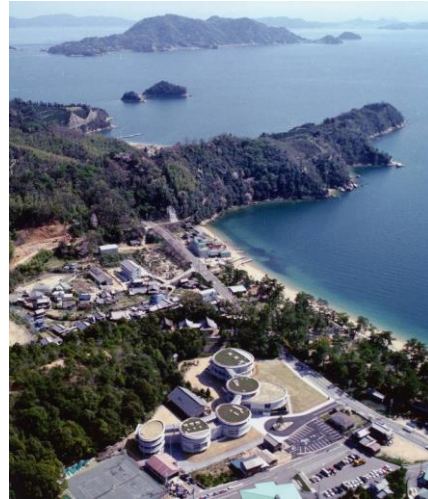


呉市公共施設カルテ



令和5年3月
呉市

公共施設カルテの見方

項目名	説明																																																																
■施設基本情報	各施設の情報について、令和3年度末(令和4年3月31日)時点でのデータをまとめています。																																																																
施設名	「条例上の施設名」又は「公有財産台帳上の施設名」																																																																
用途分類	呉市公共施設個別施設計画における用途分類(大分類・小分類)																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>小分類</th> <th>具体例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">I 生涯学習施設</td> <td>1 社会教育施設</td> <td>社会教育施設, 体験施設, キャンプ場, まちづくりセンター等</td> </tr> <tr> <td>2 芸術文化施設</td> <td>文化ホール, 美術館等</td> </tr> <tr> <td>3 スポーツ施設</td> <td>総合運動施設, 野球場, プール等</td> </tr> <tr> <td>4 文化財</td> <td>文化財施設等</td> </tr> <tr> <td>5 集会所等</td> <td>集会所, 隣保館, 自治会館等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">II 学校教育施設</td> <td>1 義務教育施設</td> <td>小学校, 中学校</td> </tr> <tr> <td>2 高等教育施設</td> <td>高等学校</td> </tr> <tr> <td>3 その他の教育施設</td> <td>共同給食調理場, 教員住宅等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">III 医療福祉施設</td> <td>1 医療施設</td> <td>病院, 診療所, 医師用官舎等</td> </tr> <tr> <td>2 児童福祉施設</td> <td>保育所, 幼稚園, 児童館, 放課後児童会等</td> </tr> <tr> <td>3 高齢者福祉施設</td> <td>介護予防施設, グループホーム等</td> </tr> <tr> <td>4 障害者福祉施設</td> <td>身体障害者福祉センター, 障害者活動支援センター等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">IV 環境衛生施設</td> <td>1 ごみ処理施設</td> <td>ごみ処理施設等</td> </tr> <tr> <td>2 し尿処理施設</td> <td>し尿処理施設等</td> </tr> <tr> <td>3 斎場</td> <td>斎場等</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">V 産業振興施設</td> <td>1 新産業・起業支援施設</td> <td>インキュベーション施設</td> </tr> <tr> <td>2 観光施設</td> <td>観光施設, 観光振興施設等</td> </tr> <tr> <td>3 港湾施設</td> <td>港湾ターミナル, 港湾上屋等</td> </tr> <tr> <td>4 農業施設</td> <td>産品加工・販売施設等</td> </tr> <tr> <td>5 水産施設</td> <td>漁具保管施設, 水産物荷さばき施設等</td> </tr> <tr> <td>6 市場施設</td> <td>市場施設</td> </tr> <tr> <td>VI 公園等</td> <td>1 公園等</td> <td>条例設置公園, 農林公園等</td> </tr> <tr> <td>VII 市営住宅</td> <td>1 市営住宅</td> <td>市営住宅</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">VIII 事務所等</td> <td>1 中央機関</td> <td>市役所庁舎, 消防署等</td> </tr> <tr> <td>2 地域機関</td> <td>市役所支所, 保健出張所等</td> </tr> <tr> <td>IX その他</td> <td>1 その他</td> <td>旧小中学校, 駐車場等</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	小分類	具体例	I 生涯学習施設	1 社会教育施設	社会教育施設, 体験施設, キャンプ場, まちづくりセンター等	2 芸術文化施設	文化ホール, 美術館等	3 スポーツ施設	総合運動施設, 野球場, プール等	4 文化財	文化財施設等	5 集会所等	集会所, 隣保館, 自治会館等	II 学校教育施設	1 義務教育施設	小学校, 中学校	2 高等教育施設	高等学校	3 その他の教育施設	共同給食調理場, 教員住宅等	III 医療福祉施設	1 医療施設	病院, 診療所, 医師用官舎等	2 児童福祉施設	保育所, 幼稚園, 児童館, 放課後児童会等	3 高齢者福祉施設	介護予防施設, グループホーム等	4 障害者福祉施設	身体障害者福祉センター, 障害者活動支援センター等	IV 環境衛生施設	1 ごみ処理施設	ごみ処理施設等	2 し尿処理施設	し尿処理施設等	3 斎場	斎場等	V 産業振興施設	1 新産業・起業支援施設	インキュベーション施設	2 観光施設	観光施設, 観光振興施設等	3 港湾施設	港湾ターミナル, 港湾上屋等	4 農業施設	産品加工・販売施設等	5 水産施設	漁具保管施設, 水産物荷さばき施設等	6 市場施設	市場施設	VI 公園等	1 公園等	条例設置公園, 農林公園等	VII 市営住宅	1 市営住宅	市営住宅	VIII 事務所等	1 中央機関	市役所庁舎, 消防署等	2 地域機関	市役所支所, 保健出張所等	IX その他	1 その他	旧小中学校, 駐車場等
大分類	小分類	具体例																																																															
I 生涯学習施設	1 社会教育施設	社会教育施設, 体験施設, キャンプ場, まちづくりセンター等																																																															
	2 芸術文化施設	文化ホール, 美術館等																																																															
	3 スポーツ施設	総合運動施設, 野球場, プール等																																																															
	4 文化財	文化財施設等																																																															
	5 集会所等	集会所, 隣保館, 自治会館等																																																															
II 学校教育施設	1 義務教育施設	小学校, 中学校																																																															
	2 高等教育施設	高等学校																																																															
	3 その他の教育施設	共同給食調理場, 教員住宅等																																																															
III 医療福祉施設	1 医療施設	病院, 診療所, 医師用官舎等																																																															
	2 児童福祉施設	保育所, 幼稚園, 児童館, 放課後児童会等																																																															
	3 高齢者福祉施設	介護予防施設, グループホーム等																																																															
	4 障害者福祉施設	身体障害者福祉センター, 障害者活動支援センター等																																																															
IV 環境衛生施設	1 ごみ処理施設	ごみ処理施設等																																																															
	2 し尿処理施設	し尿処理施設等																																																															
	3 斎場	斎場等																																																															
V 産業振興施設	1 新産業・起業支援施設	インキュベーション施設																																																															
	2 観光施設	観光施設, 観光振興施設等																																																															
	3 港湾施設	港湾ターミナル, 港湾上屋等																																																															
	4 農業施設	産品加工・販売施設等																																																															
	5 水産施設	漁具保管施設, 水産物荷さばき施設等																																																															
	6 市場施設	市場施設																																																															
VI 公園等	1 公園等	条例設置公園, 農林公園等																																																															
VII 市営住宅	1 市営住宅	市営住宅																																																															
VIII 事務所等	1 中央機関	市役所庁舎, 消防署等																																																															
	2 地域機関	市役所支所, 保健出張所等																																																															
IX その他	1 その他	旧小中学校, 駐車場等																																																															
所管課	施設を所管する部課の名称																																																																
所在地	施設の所在地																																																																
設置根拠	施設の設置根拠となる主な法令(法律, 条例)の名称																																																																
設置目的	施設を設置した目的																																																																
構成概要	施設を構成(集会室, 会議室, 棟数等)する施設内諸室の名称																																																																
管理運営形態	施設の運営形態「直営」、「指定管理」、「PFI」、「その他」の区分																																																																
指定管理者名(PFI事業者名)	施設の運営形態が指定管理者又はPFI事業者(特別目的会社)による場合その名称																																																																
指定管理期間(PFI事業期間)	指定管理の場合は指定期間, PFIの場合は事業期間																																																																
複合施設	複合施設(複数の機能を有する施設)を構成する施設名称【同一敷地】は, 同じ敷地内にある施設名称																																																																
施設の対応方針	個別施設計画における各施設ごとに講ずる措置の内容(廃止, 複合化, 建替, 現状維持など)																																																																
実施時期	施設の対応方針の実施時期																																																																
開館時間	施設の開館時間																																																																
休館日	施設の休館日																																																																
■敷地・建物情報																																																																	
敷地面積	施設の敷地(公有財産台帳)及び一体的に管理する土地の面積																																																																
敷地所有形態	「市所有」、「借地」、「市所有・借地」の区分																																																																
建設年度	主たる建物が完成した年度 なお, 複数の棟で構成し, 棟ごとに年度が異なる場合は, 最も古い棟の完成年度																																																																

公共施設カルテの見方

項目名	説明			
構造	建物の構造(鉄筋コンクリート造, 鉄骨造, 木造など)			
延べ床面積	施設の延べ床面積(公有財産台帳)			
階数	主たる建物の階数(地上・地下)			
棟数	施設を構成する建物の棟数(50㎡未満の建物を除く。)			
耐震診断	主たる建物の耐震診断の有無			
耐震補強	主たる建物の耐震補強の有無			
駐車場	駐車場の有無(駐車可能台数が分かる場合はその台数)			
昇降機	昇降機の台数			
洋式トイレ率	洋式トイレ台数の割合並びに洋式トイレ及び和式トイレの台数			
AED設置	設置するAEDの台数			
太陽光発電設備	太陽光発電設備の設置の有無			
都市計画区域	都市計画法第7条の規程により定められた区域区分(市街化区域, 市街化調整区域のいずれか)			
用途地域	都市計画法第8条の規程により定められた用途地域(住居地域, 近隣商業地域など)			
防火地域	都市計画法第9条21項の規程により定められた地域(防火地域, 準防火地域のいずれか)			
建ぺい率	建築面積の敷地面積に対する割合			
容積率	延べ床面積の敷地面積に対する割合			
指定避難所等種別	呉市地域防災計画(令和3年12月)において, 指定避難所・指定緊急避難場所に指定された避難所の区分 災害種別欄の○印は, 避難に適応していることを示し, また, ○内の数値は階数を示し, その階数以上の階への避難することを示す。			
■収支状況				
収入	施設の使用料, 手数料, その他施設の収入			
人件費	施設の運営に要する常勤職員の人件費概算額 なお, 常勤職員人件費は, 各年度における1人当たりの平均額をもとに算出(退職金を除く)			
燃料費	灯油などの燃料費			
光熱水費	電気使用料, 水道使用料などの光熱水費			
修繕料	建築物の維持管理に要する修繕料			
委託料	建築物の維持管理に要する清掃, 点検業務などの委託料			
指定管理料	指定管理者への指定管理料 (②の光熱水費を計上している場合は, 当該光熱水費を除いた額)			
工事請負費	建築物の老朽化や機能の維持・向上のための改修工事に要する経費			
使用料及び賃借料	建築物や敷地の賃借料など			
■利用状況				
利用状況	利用者(入館者)数, 利用件数, 児童・生徒数, 戸籍・住基等交付件数等, 各施設の利用状況の分かる指標を記載			
開館日数	施設の年間開館日数			
■単位施設行政コスト				
市民1人当たり	呉市人口1人当たりの運営管理経費			
	年 度	R1年度	R2年度	R3年度
	呉市人口(人)※	220,342	216,273	211,359
	※各年度末時点の住民基本台帳による人数			
利用者1人当たり	利用者等(利用状況④の人数)1人当たりの運営管理経費			
延べ床面積1㎡当たり	延べ床面積1㎡当たりの運営管理経費			
■工事履歴				
工事履歴	500万円以上の工事又は修繕の実施年度及び要した額			